

過疎地域における不動産取得税課税免除

[規定: 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第9条]

法律で定める過疎地域内において、製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する過疎地域特別償却適用設備を新設し、又は増設した青色申告者について、課税免除となります。

1. 対象施設の要件

- ① 平成12年4月1日から令和3年3月31日までの間に新設し、又は増設したもの。
- ② 租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の適用を受けることができる設備であること。
- ③ 取得価格の合計額が2,700万円を超えるものであること。

2. 課税免除の適用範囲

家屋：対象事業の用に直接供する部分

土地：適用家屋の垂直投影部分

（取得後1年以内に対象家屋の建設の着手があるものに限る）

※ 課税免除を受けるためには申請が必要です。以下の書類を用意して各県税事務所等まで申請してください。

< 必要書類 >

- (1) 不動産取得税課税免除申請書（土地、建物それぞれ提出して下さい） ※
- (2) 図面（縮尺の合うもの）→ 各階の平面図及び立面図（土地の場合は、配置図も提出）
- (3) 青色申告者であることを証する書類 → 青色申告の承認申請書等
- (4) 家屋又は土地の登記簿謄本
- (5) 会社の商業登記簿謄本及び定款
- (6) 家屋の建築請負契約書
- (7) 土地の売買契約書
- (8) 特別償却適用設備であることを明らかにする書類
→ 法人税別表16(1)又は(2)及び附表(15)、減価償却明細書
（特別償却をしていない場合は、その理由書を提出）
- (9) 旅館業営業許可証（旅館業の場合のみ）

※(1)については沖縄県税務課ホームページよりダウンロードができるほか、各県税事務所等にも備えております。

沖縄県 不動産取得税 様式 検索  クリック

< 申請期限 >

（法人）課税免除対象施設を事業の用に供した日を含む事業年度分に係る法人事業税の申告納付の期間
（個人）課税免除対象施設を事業の用に供した日を含む年分に係る個人事業税の申告期限（3月15日）まで
※事業の用に供した日が令和2年12月27日以前の場合は「事業の用に供した日」は「取得した日」となります。